

1. 件名：「日立GEニュークリア・エナジー（株） 特定兼用キャスクの設計の型式証明申請に関する事業者ヒアリング【8】」

2. 日時：令和2年12月15日 16時10分～18時30分

3. 場所：原子力規制庁 9C階会議室

#### 4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

岩田安全管理調査官、立元管理官補佐、中野上席安全審査官、深堀上席安全審査官、松野上席安全審査官

（核燃料施設審査部門）

山後安全審査専門職

日立GEニュークリア・エナジー株式会社：

原子力生産本部 原子力設計部 チーフプロジェクトマネージャ 他2名

#### 5. 要旨

（1）日立GEニュークリア・エナジー株式会社（以下「日立GE」という。）から、発電用原子炉施設に係る特定機器である特定兼用キャスクの設計の型式証明申請について、本日のヒアリングにおいて提出のあった資料に基づき、説明があった。

（2）これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行い、以下の点について詳細な説明を求めるとともに、引き続き申請内容を確認することとした。

○臨界防止機能に係る評価について、過度に保守性を持たせている理由や背景、考え方などを説明すること。また、型式証明申請書に明示する必要がある特定兼用キャスクの使用条件（設置（変更）許可申請時に確認を要する事項）と、設置（変更）許可申請時の申請範囲との関係を明確にすること。

○閉じ込め機能に係る評価について、金属ガスケットの使用に係るリークテスト判断基準の適切性を説明すること。

○除熱機能に係る評価について、兼用キャスクの構造部材の健全性に係る基準適合性説明の他に、兼用キャスク運用時における温度管理の考え方についても説明すること。

（3）日立GEから、了解した旨回答があった。

なお、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」（令和2年6月24日 第12回原子力規制委員会配付資料）に基づき、対面で実施した。

## 6. その他

提出資料：資料 1－1 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請（審査会合コメント回答）

資料 1－2 16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設

資料 1－3 16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設  
(HDP-69BCH(B)型の臨界防止機能について)

資料 1－4 16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設  
(HDP-69BCH(B)型の閉じ込め機能について)

以上